

## 美浜原発3号機の新規制基準適合決定に強く抗議する声明

1 原子力規制委員会（規制委）は、2016年10月5日、11月末に運転開始から40年を迎える関西電力美浜原発3号機について、新規制基準に適合しているとする審査書を正式に決定し、設置変更申請を許可し、同月16日には設備の工事計画を、同年11月16日には20年間の運転延長を認可した。

美浜原発3号機は、1976年12月に運転を開始した老朽原発である。高浜原発1・2号機に引き続き、運転開始から40年を超となる経年劣化した原発を新規制基準に適合するとして設置変更申請を許可することは、福島第一原発事故を受けて導入された原発の運転期間を40年とする原則（原子炉等規制法43条の3の32第1項）すら骨抜きにするものにほかならない。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命・身体の安全を第一と考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、規制委の決定・許認可に対し、強く反対し抗議する。

2 原子炉等規制法は、福島第一原発事故後に改定され、原発の運転期間を原則として40年とし（43条の3の32第1項）、例外的に規制委が認めれば1回に限り20年まで延長できる（同条2項、3項）とのルールが盛り込まれた。その趣旨は、長期間の運転によって、発電用原子炉その他の設備が経年劣化するため、運転期間を限定し、もって原子炉施設の安全性を確保することにある。

そうだとすれば、40年超の老朽原発に関する運転延長の審査は、特に厳格に行われなければならない。法の趣旨からして当然のことである。

しかし、規制委は、今回も高浜原発1号機、2号機の審査時と同様に、新規制基準が、安全機能を有する構築物等のケーブルについて、実証試験により難燃性が確認されたものを用いることを要求しているにもかかわらず、防火性能の不十分なケーブルには防火シートで覆うなどとするとの関西電力の主張を受け入れ、新規制基準に適合すると決定した。

また、使用済み核燃料プール内に設置し、燃料を保管するラックについては、当初はプールの床面にボルトで固定化する従来通りの構造を想定していたが、固定せずに水の中で揺れを逃す免震型に変えた。この免震型ラックは国内では導入実績のないものであり、行った水中での実験も福島第一原発事故よりも前であり、美浜原発3号機での採用を見越したものではなかった。

このように規制委が、運転開始から40年を超え、経年劣化した原発について、実証試験等が不十分なまま、新規制基準に適合すると決定したことは、審査を厳格に行ったものとは到底いえず、11月末での「時間切れ廃炉」を避けるために、

「運転延長」という「結論先にありき」の対応であるとの非難を免れない。

- 3 また、美浜原発3号機は、運転開始から40年という経年劣化した原発であることに加えて、耐震設計指針が出された1978年より前に設計された原発である。その耐震性には、そもそも、大きな疑問がある。

2016年4月14日にはマグニチュード6.5（最大震度7）、16日にはマグニチュード7.3（最大震度7）の大規模な地震が熊本で連続して起こり、多数の家屋が倒壊し、交通網が寸断されるなど甚大な被害がもたらされたことは記憶に新しい。この点、気象庁は、この熊本地震について「大きな地震が2回起こり、震源が広域に広がる過去に例がない形で、今後の予測は難しい」と述べるなど、地震についても現在の科学では十分な予測ができないことが改めて明らかになった。

すなわち、美浜原発3号機に重大な影響を与える大規模地震等の自然災害が今後起こりえないとは誰にも言えない。安全神話を過信した結果、福島第一原発事故による未曾有の被害を経験した我が国は、その教訓を忘れることは許されない。人間の力で自然の脅威から安全性を確保できるなどという驕りは捨て去るべきである。

- 4 規制委の役割は、「規制」の文言どおりであるならば、福島第一原発事故の教訓を十分に踏まえ、二度と原発の過酷事故を繰り返さないように、原発の安全性審査を厳格に行い、とりわけ安全性の担保されない原発の稼働を許さず、もって国民の生命、身体の安全、環境の保全を図るところにある。その役割は、決して原発の再稼働を推進することではない。

今回、規制委が、高浜原発1・2号機に続いて、経年劣化した美浜原発3号機を新規基準の適合決定をしたことは、今もなお原発再稼働を推進する国、電力事業者の姿勢に追随するものであり、政府から独立した権限を与えられた第三者機関としての役割、使命を放棄したに等しい。「40年ルール」すら骨抜きにし、新たな原発安全神話の創造に加担するものとの非難を免れない。

- 5 以上より、自由法曹団は、規制委が、運転開始から40年超の美浜原発3号機について新規基準に適合するとの決定をしたことに対し、強く反対し抗議する。

2017年1月20日

自由法曹団 団長 荒井 新二